

城陽市建設工事検査基準（建築・設備工事）

（目的）

第1 この基準は、城陽市建設工事検査規程第6条の規定に基づく建築・設備工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第3 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理及び安全対策等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という。）と設計図書とを対比し、別紙 城陽市建築工事及び設備工事検査基準に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、契約図書と対比し、別紙 城陽市建築工事及び設備工事検査基準に掲げる事項に留意して行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、出来形寸法等の適否判定は、設計図書、仕様書及びその他の関係書類による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事・電気設備工事・機械設備工事の各共通仕様書による。

（品質の検査）

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、契約図書とを対比し、別紙 城陽市建築工事及び設備工事検査基準に掲げる事項に留意して行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、品質規格の適否判定は、設計図書、仕様書及びその他の関係書類による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事・電気設備工事・機械設備工事の各共

通仕様書による品質管理基準により行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(随時検査の実施)

第7 随時検査は、工事工程の適期に工事実施状況、出来形等进行检查し、工事の適正な施工を確保するとともに、完成検査の円滑な執行に資するため実施するもので、その実施基準は別紙1によるものとする。

附 則

この基準は、平成21年11月13日から適用する。

城陽市 建築工事及び設備工事 検査基準

検査は、工事請負契約書、設計図書、仕様書及びその他の関係書類に基づいて行うほか、この基準により実地において行う。

主体工事検査確認事項

工種別	検査内容
土工事、杭地業工事	1 根切りの幅及び深さの設計図書との照合
	2 埋戻し土の質及び締め固めの状態は適当か。
	3 栗石の質、形状寸法、敷き込みの状態、目潰しの充填及び突固めの状況は適当か。
	4 杭はJIS指定工場の製品であるか。
	5 杭の配列、本数、間隔及び杭頭の処理状況は適当か。
	6 杭の最終沈下データの検討
鉄筋工事	1 関係図面により加工組立が検査されているか。
	2 サイズ別試験成績表の検討
	3 加工状況及び組立状況はよいか。
	4 圧接継手位置(乱継)の状況、スラグの有無、強度試験表の検討
鉄骨工事	1 鋼材、リベット、ハイテンションボルトなどはJIS規格品であるか。 JIS規格品でない場合は、形状、寸法は検査されているか。 強度試験結果の検討
	2 現寸図、型板、工作図が検査されているか。
	3 切断箇所(水平垂直度、まくれ、ひずみ)の矯正及び密着度はよいか。
	4 ハイテンションボルトの締付状態、ピッチ、へりあき、座金の取付は安全か。 接触面の浮き錆び、塵埃、塗料等はよく清掃されているか。
	5 溶接(アーク溶接)は、記号どおりされているか。 溶接部に割れ、スラグの巻込み、脚の不ぞろい、サイズの不足などの欠陥はないか。
	6 塗装は仕様書どおりされているか。
コンクリート工事	(型枠)
	1 型枠組立に際して、施工図は十分検討されているか。
	2 コンクリート断面寸法について図面と照合。
	3 インサート、差筋の取付の有無、型枠内部は清掃されているか。
	4 型枠が足場、栈橋などの仮設物と連結されていないか。
	5 型枠の存置期間及びサポートの取りはずし方法に誤りはないか。
	(コンクリート)
	1 コンクリートの調合比(各種補正を含む)は適当か。
	2 コンクリートの打込方法及び養生の状態は適当か。
	3 コンクリートの打上り精度の良否と不良箇所の処置は適当か。
	4 レデーミクストコンクリートの使用に際してはJIS5308により施工されているか。
	5 メーカーより提出された調合比、運搬距離は適当か。
	6 供試体の採取方法及び強度試験成績表の検討
	7 躯体コンクリートの強度の検査

工種別	検査内容
組積工事	1 ブロックの割付図が作成され検討されているか。
	2 補強筋は図面どおり挿入されているか。
	3 空洞の充填コンクリートは十分か。
	4 鉄筋の結束、隅角部鉄筋の施工状態の検討
	5 ブロックは、仕様書に指定された強度以上のものが使用されているか。(JIS規格の検討)
木工事	1 樹種、材質、寸法は設計図書により検討されているか。
	2 緊結金物の使用(寸法、締付、数量)は適当か。
	3 構造工法(継手、仕口の位置、土台の防腐剤塗等)は適当か。
	4 かな削り仕上の平滑度はよいか、曲り、そりはないか。
	5 合板、ボード類のメーカー指定及び種別についての設計図書との照合。
左官工事	1 下地処理、不陸、ひずみの修正の良否。
	2 つけ送り、むら直しの状態は適当か。
	3 窓、出入口廻りのモルタルの充填は十分か。
	4 浴室、バルコニー、その他の防水モルタル塗の勾配は適当か。
	5 天井、床、壁の浮き、クラック、こてむらはないか。
	6 上塗の定規摺、出入隅の切付け、稜線ちり回りの切付けはよいか。
金属製建具工事	1 原寸図が作成され品質、巾、高さ、周囲、壁面とのおさまり等についてよく検討されているか。
	2 防錆処理、対アルカリ養生など設計図書どおりされているか。
	3 枠廻りのコーキングの施工は安全か。
	4 水切り廻りの施工は安全か。
木製建具工事	1 形状、寸法、見込厚など図面により検査されているか。
	2 材種、品質等、設計図書どおりか。
	3 付属金物の品質及び取付状態は適当か。
金属工事	1 品質、寸法は設計図書どおりか、加工状態はよいか。
	2 取付方法及び使用場所は適当か。
	3 マンホール、点検口等の既製品の規格は設計図書どおりか。
防水工事	1 防水層の仕上りはよいか、材質、重ね巾、層数等は設計図書どおりか。
	2 防水層押え及び防水下地モルタルの勾配、平滑度はよいか。
	3 防水層の立上り及びドレーン廻りの処理はよいか。
石タイル工事	1 割付、目地巾の均一度および平滑度はよいか。
	2 床の仕上り勾配はよいか。
	3 緊結金物の状態及び裏込めモルタルの充填はよいか。
ガラス工事	1 種類、厚み、形状等は設計図書と照合されているか。
	2 特殊ガラス(熱線吸収ガラス、強化ガラス等)は、指定されたものになっているか。
	3 嵌込みの際のクリップ止め、敷パテは適当か。
塗装工事	1 塗料の種類及び施工方法は設計図書どおりか。
	2 下地の錆及び有害な付着物は除去されたのちに塗装されているか。
	3 下地の乾燥度はよいか。
	4 仕上りのむら及び平滑度の良否

工種別	検査内容
外装工事	1 コンクリート打放し仕上面における欠点の補修は適切か。 2 軒裏、庇裏等の塗布材の剥離、クラック、浮きはないか。 3 軒先、ベランダ先等に水返しが廻っているか。 4 壁面仕上のこてむら程度はよいか。 5 壁面、サッシ等の汚れは清掃されているか。 6 基礎及び土間仕上げの根切り深さは適切か。
内装工事	1 内装材の種類、工法の設計図書との照合。 2 仕上りのむら及び平滑度の良否。 3 畳の目違い、床、表の質、敷居との高低差の良否。 4 階段手摺の固定、仕上りはよいか。 5 釣戸棚、付鴨居等の固定はよいか。 6 硝子、サッシ廻りの清掃はできているか。
その他	1 上記各項のほか、設計図書の内容により検査照合する。

設備工事検査確認事項

工種別	検査内容	
設備工事 共通事項	構造体の補強	1 スリーブ、箱入れ等梁貫通箇所の補強筋の確認。
		2 分電盤及び消火栓ボックスの箱入れ箇所の補強筋の確認
		3 換気扇、フード排出口等の外壁廻りのコーキングまたは雨仕舞は適当か。
	逆勾配の防止	1 配管の接続方法及び勾配を確認する。 (特に暖房横引管及び排水通気管に注意する)
	塗装	1 錆止め塗装については、鉄部のちり錆び等をよく落としてから塗装しているか確認する。
	床と配管の関係	1 スラブ上下配管及び床下配管が根太等と接触することにより、ウォータハンマによる振動が床に響かぬよう配管が十分に考慮されているか。
	はつり工事	1 柱、梁等の主要構造部をはつっていないか。
	異物混入防止	1 配管内へコンクリート塊、モルタル、木片、油、鉄くず等が混入していないか注意する。
災害防止	1 安全措置に十分注意しているか。	
完成検査 の際の 整備書類	電気設備工事	1 一般供給電力については絶縁抵抗測定、接地抵抗測定および各種継電器動作試験等の結果表
		2 自家用電気工作物施設については通産省立会試験合格証
		3 消防設備(自動火災報知器、非常警報設備、電気火災警報器等)は、消防長又は消防署長の検査済証
	衛生設備工事	1 給水設備でさく井のある場合は、揚水能力試験表ただし、飲料水については衛生研究所又は保健所の水質検査成績表
		2 し尿浄化槽については保健所の検査済証
		3 消防設備(消火栓、泡消火設備、スプリンクラー設備、不燃性ガス消火設備等)については消防長又は消防署長の検査済証
暖房設備	1 ボイラー及び圧力容器については京都府人事委員会委員長の検査済証	
	2 オイルタンク及びオイル配管については消防長又は消防署長の検査済証	

工種別		検査内容
工事別 検査事項	電気設備工事	1 電線は、設計図書に指定されたものが使用されているか確認する。
		2 配管材料には総てJIS又は型式承認番号とメーカー名が記入してあるので、特記仕様書と照合する。
		3 金属管の種類(厚鋼、薄鋼)及び管とボックスをはさむアースボンドを確認する。
		4 ケーブル相互又はケーブルと電線との接続及びケーブル端末処理の良否を確認する。
		5 スイッチ、コンセント類の傾き直し及びボックス内の清掃、絶縁ニス塗布の有無の確認
		6 コンセントは向かって右側(差込孔の小さい方)を電圧(+)側と接続してあるか確認
		7 点灯、導通、回路、作動、絶縁及び接地抵抗の各試験の有無の確認
		8 開閉器類には定格電流、電圧、型式承認番号を表示してあるか確認する。 また、扉裏面には結線図が入れてあるかを確認する。
給排水、衛生、給湯、ガス、し尿浄化槽設備工事	1 衛生器具の取付の良否及び締りぐあいの良否の確認	
	2 弁類の種類 (1) 高架水槽以降の配管はJIS又はJV5K以上。 (2) (1)を除くものは総てJIS又はJV10K以上。	
	3 吊金物、支持金物の間隔、取付方法及び錆止塗装の良否の判定。	
	4 給水給湯管、排水管内の泥はき及び通水テストはされているか確認	
	5 公共水道の場合は所管事業所の検査の有無の確認	
	6 室内配管の防露、保温の見切部の菊座及び分岐、曲り部のバンドの取付の確認	
	7 浄化槽の排気管の先端が建築物の開口部(窓出入口等)から3m以内のときは、開口部の上端より1m以上高くしてあるか。	
	8 高架又は高置水槽内の清掃及びボールタップ、液面電極の作動状態の良否の確認。	
	9 パイプシャフト内の計量器の位置の確認 (検針の確認が容易な位置にあるか)	
	10 ガス設備に対しては室内の吸排気の状態及び燃焼ガス排気管の取付けの有無	

工種別		検査内容	
工事別 検査事項	給排水、衛生、給湯、 ガス、し尿浄化槽設 備工事	11	屋内排水管の勾配、管内の清掃及びますの内部仕上の 良否の確認
		12	し尿浄化槽 (1)側壁とスラブのすき間のモルタル詰めの有無 (2)導入管の点検(水深の1/3まで水没しているか) (3)内部の構造及び機能について保健所の指導の有無
	暖冷房空調設備 工事	1	配管 (1)振動の伝播を防ぐ必要のある配管の防振継手、防振 吊金物及び防振支持金物の施工状態の良否 (2)伸縮継手を備えた配管の固定金物の施工状態の良否 (3)防火区画を貫通する管のすき間埋めの良否 (岩綿等の不燃材料で埋める)
		2	蒸気配管 (1)管の勾配は適当か (2)伸縮継手は、継ぎ折れ及び横振れのないように取付 けられているか。
		3	保温、保冷 (1)保温、保冷材の材質及び厚みは設計図書どおり施工 されているか。 (2)冷水管の壁、床、梁の貫通箇所の保冷工事は完全に できているか。
		4	風道 (1)矩型風道の角の継目に間げきはないか。 (2)風道上端のボルトの締め忘れはないか、また、清掃は できているか。 (3)風道金物より他の配管(電気、給排水、天井等)を吊り 下げまたは支持していないか。 (4)排出口の風道その他の荷重がかかっているか。
		5	冷却塔 (1)積雪及び風圧に対して安全であるか。 (2)排気及び騒音が周囲に悪影響をおよぼさないか。
		6	煙道の重量が直接ボイラーに加えられていないか。
		7	ボイラー、オイルタンク、冷凍機、制御機器等は設計図書に 指示された能力及び容量のものが設置されているか。

別紙 1

建設工事（建築・設備工事）の随時検査実施基準

- 1 工事請負契約書第 3 3 条に基づき部分使用するもの
（例）建築工事等で、工事中に部分使用を行う必要がある場合等
- 2 鉄骨躯体等鋼構造物の製作工に係る仮組（規格品を除く）等

（注）材料、原寸検査は監督職員が行う。大規模な構造物については、立会い
を事業主管課と調整すること。

- 3 その他、特に必要と認められるもの

備考： 随時検査により確認した出来高等の結果は、検査結果として整備し、完成検査
時に提出するものとする。